

平成26年度第2回沖縄県青少年保護育成審議会 議事録

日 時：平成26年11月11日（火）
15時00～17時00分
場 所：県庁6階第1特別会議室

1 当日の流れ

協議の前に、沖縄県子ども生活福祉部長から委員9名（新規6名：再任3名）に対する委嘱状が交付され、あいさつが行なわれた。

次に事務局から全委員14名中11名が出席しており、沖縄県青少年保護育成審議会規則第6条に規程する定足数（過半数：7名）に達していることから、会議が成立することを報告。

その後、審議会会長が議事を進行した。

- (1) 委嘱状交付式
- (2) 沖縄県子ども生活福祉部長あいさつ
- (3) 各委員自己紹介
- (4) 協議事項

ア 沖縄県青少年保護育成審議会の概要について

イ 平成26年度青少年健全育成活動等の取組について

ウ 沖縄県子ども・若者総合相談センターについて

～子ども若者みらい相談プラザ「sorae」平成26年10月20日開所～

2 審議の詳細

会 長	それでは、ここから、私が議事進行を務めさせていただきます。 では、議事に入る前に、沖縄県青少年保護育成審議会について、事務局から説明をお願いします。
事務局	沖縄県青少年保護育成審議会の概要について 【根拠】 1 沖縄県附属機関設置条例 2 沖縄県青少年保護育成条例 3 沖縄県青少年保護育成審議会規則 【目的】 1 沖縄県青少年保護育成条例第19条第1項の規程による優良興行、優良図書、有害興行、有害図書及び有害広告物等の指定、措置について意見の具申に関すること。 2 青少年の健全育成に関する重要事項の調査審議に関すること。
事務局	【委員の定足数】 沖縄県青少年保護育成審議会規則第2条～定数：15名以内

【審議会への諮問等】

沖縄県青少年保護育成条例第19条

第1項 第1号～第9号

第2項

前号に定めるもののほか、知事は、必要があると認めるときは、審議会に青少年の健全な育成に関する重要事項を調査審議させることができる。

【優良図書（興行）の推奨・有害図書等の指定の作業手順】

～ フロー図の説明を実施した。 ～

【優良推奨の根拠規定について】

- 1 沖縄県青少年保護育成条例
第6条～優良興行及び優良図書等の推奨
第7条～優良環境の推奨
第19条～審議会への諮問等
- 2 沖縄県青少年保護育成条例施行規則
第4条～推奨の認定基準

【沖縄県青少年保護育成条例に関する優良推奨の認定基準】

～平成18年9月4日付け部長通達～

- 1 推奨の認定基準
 - (1) 条例第6条の優良興行及び優良図書等の推奨の認定基準
8項目～説明を行った。
 - (2) 条例第7条の優良環境の推奨の認定基準
6項目～説明を行った。

【有害指定の根拠規定について】

- 1 沖縄県青少年保護育成条例
第12条～有害図書等の販売等の禁止
第13条～有害器具等の販売等の禁止
第18条の3～入れ墨を施す行為の禁止
第19条～審議会への諮問等
第1項第3号、第4号、第7号
- 2 沖縄県青少年保護育成条例施行規則
第5条～指定の認定基準

【沖縄県青少年保護育成条例に関する有害指定等の認定基準】

～平成18年9月4日付け部長通達～

- 1 有害の指定基準
 - (1) 条例第12条第1項の有害な図書等の指定基準
 - ア 著しく性的感情を刺激するもの
5項目～説明を行った。
 - イ 著しく粗暴性、残虐性、犯罪若しくは自殺を誘発助長するもの
6項目～説明を行った。

事務局

事務局の説明は以上です・

会 長

次に、協議事項2点目の平成26年度青少年健全育成活動等の取組状況について、事務局から説明の後、協議事項1・2について質疑に入りたいと思います。では、事務局の説明をお願いします。

事務局

平成26年度青少年健全育成活動の取組状況について

【非行防止活動及び健全育成の取組】

- 1 青少年の深夜はいかい防止・未成年者飲酒防止県民一斉行動の実施
- 2 県広報テレビ番組「うまんちゅひろば」、ラジオ番組を活用した広報啓発活動の実施
- 3 青少年の自立と社会参加活動の推進
- 4 平成26年度「子ども・若者育成支援強調月間」の実施（11月）

【有害環境の浄化取組】

- 1 沖縄県青少年保護育成条例の一部改正～フィルタリングの普及促進
- 2 社会環境実態調査の実施（11月～12月）
- 3 有業図書推奨～1冊、有害図書の指定～5冊

【子ども・若者育成支援推進法の取組】

- 1 子ども・若者支援地域協議会（代表者・実務者会議の開催）
- 2 子ども・若者総合相談センターの開所（H26、10/20）

【児童虐待防止の取組】

児童虐待防止推進講演会の開催（H26・9月～H27・1月：計6回）

【今後の取組】

- 1 沖縄県青少年育成県民運動の推進
- 2 沖縄県青少年保護育成条例の一部改正の周知・啓発活動の推進に伴う社会環境実態調査の実施

事務局の説明は、以上です。

会 長

それでは、協議事項（1）（2）について、忌憚のない意見・質疑がありましたら、挙手を願います。

委 員

有害図書の指定について、有害図書として指定した後、その後の流れ等処罰規定等について

事務局

審議会において、有害図書の審議を行います。有害図書と認められれば、知事へ答申を行います。知事は答申を受け、有害図書の指定を行います。

その後、県広報に登載、関係機関・団体へ通知を行います。

また、条例に基づいて、一般図書と陳列を区分しなければなりません。

また条例に違反すると、20万円以下の罰則が設けられております。

これまで、同違反での検挙はございません。

有害図書の指定は、これら有害図書等の取扱について、業者及び一般県民の遵守事項を定めた規定です。

委 員 先程の有害環境の浄化取組の報告の中で、有害図書の指定が5冊とありましたが、これまで指定した数は何冊ですか。

事務局 本年度、7月に開催致しました、第1回沖縄県青少年保護育成審議会において有害図書を5冊指定しました。

昨年度は、有害図書の指定はございません。

委 員 有害図書として指定を受けた場合、その指定期間についてどうなっていますか。

事務局 月刊誌を有害図書として指定した場合、その月の雑誌が対象となります。毎月同雑誌を有害指定するのではなく、同種の雑誌について注意喚起を促す目的に有害指定を行い、毎年11月から12月に市町村へ依頼している社会環境実態調査において実態把握を行っている状況です。

委 員 インターネット上においても卑わいな画像が多く見受けられますが、インターネットでの画像については、どうですか。

事務局 インターネット上での児童ポルノ関係等は、法律で規制されています。今年、沖縄県青少年保護育成条例を一部改正致しまして、青少年の閲覧を規制するため、フィルタリングの普及促進を図っております。

委 員 協議事項2点目の今後の取組において、沖縄県青少年育成県民運動の推進の中で、昨年沖縄県全体における不良行為で補導された少年の数が過去最多を記録したと報告がありましたが、沖縄県内においては、地域によっては先輩後輩の悪しき関係が強い場所があります。よって事務局でも市町村別の少年補導数を把握して、地域毎に具体的な対策が必要だと思われま。

事務局 少年補導数を人口比で市町村別に見てみますと、人口規模の多いところに集中している傾向が見られます。少年院での実態調査によりますと地域での先輩後輩の関係が退院後に悪影響を与えていることから、今後の対策に反映させていきたいと考えております。

委 員 沖縄県の深夜はいかい、飲酒で補導される少年の数は、九州でも突出しているのが現状です。深夜はいかいについては、沖縄県内では夜外へ出るのが県外では、外に出ない。沖縄県の夜型社会を反映していると考えられます。

委 員 子ども若者みらい相談プラザ **sorae** の開所式で、記念講演を行った宮本みち子先生からのアドバイスでは、沖縄県外の子もたちは、夜間、外に出な

いから何をしているのか分からないが、沖縄の子どもたちは、見える範囲にいるので、問題がはっきり見えている、とのアドバイスを受けました。

会 長

全国の少年鑑別所への入所者数は、年々減少傾向にあるようですが、逆に県内の少年鑑別所では、入所者数は比較的多い状況です。こうした入所者数を減らすには再犯率を防ぐ対策が必要とされていますので、少年の不良行為等は、やはり厳しめに考えたいものです。他に意見はございませんか。

委 員

少年院から退院した少年達の問題として、就職の問題が大きいと考えられます。就労先がないことから、地域の先輩後輩と悪しき関係を持って、更生出来ないと考えられます。

保護司会では、こうした少年達の就労支援活動にも力を入れ関係機関との連携を強化しております。

会 長

それでは、協議事項の3点目に移りたいと思います。

平成26年10月20日に開所しました子ども若者みらい相談プラザ **sorae** について、事務局からご説明をお願いします。

事務局

それでは、沖縄県子ども・若者総合相談センターについてご説明申し上げます。

【子ども・若者育成支援推進法について】

- 1 背景
- 2 趣旨・目的
- 3 子ども・若者育成支援施策を推進するための枠組みづくり
- 4 地域における子ども・若者育成支援ネットワーク

【子ども若者みらい相談プラザ **sorae**】

- 1 子ども若者問題の背景～9割以上が複合的な悩み
- 2 子ども若者総合相談センターの役割
～複合的な悩みには、複合的な支援が必要～
- 3 子ども若者総合相談センターの業務
～相談から解決までのプロセス～ Action 1
～学校連携セーフティネット～ Action 2
～子ども・若者支援マップ構築～ Action 3
- 4 実施人員体制
- 5 運営基本情報

事務局

概要については、以上です。

委 員

子ども若者みらい相談プラザ **sorae**（ソラエ）開所日の10月20日から10月8日までの相談内容について、ご報告致します。

相談件数につきましては、合計で78件対応しております。

また、殆どの相談内容が複合的な要因が絡んだ悩みの相談です。

- 相談・問合せ種別の主なものにつきましては、電話 21 件、来所 17 件となっております。
- 相談ケースで「sorae」での継続ケースが 44 ケース、終了したケースが 10 ケースとなっております。
- 相談内容につきましては、不登校問題 18 件、ニート問題 16 件等となっております。
- また、緊急を要するとして、アウトリーチ対象が 24 件ございました。

今後も、関係機関と情報を共有しながら支援していきたいと考えております。

本人以外の相談者数について教えてください。

委員
委員

- 相談者につきましては、78 件中、一番多いのが母親 32 件、次に支援機関 25 件、父親 4 件等となっております。
- 又、相談者の年齢につきましては、一番多いのが 13 歳から 15 歳の 12 件、次に 16 歳から 19 歳の 10 件、25 歳から 29 歳 10 件となっており、中高生の年代が大半を占めています。

委員

那覇市では、こうした相談窓口は、相談を受け専門家へ引き継ぐことからファーストステップとして位置づけて考えていますが、ワンストップの考え方について教えてもらいたい。

事務局

sorae のワンストップには、全ての悩みを受容するという意味と、複合的な相談内容の振り分けを行い整理して、専門機関へ引き継ぐという意味が含まれています。

また、専門家チームによるアセスメントと支援計画の作成、支援機関との連携強化と対人支援職員の人材育成もセンターの重要な役割です。

会長

複合的な悩みには、沖縄が抱える貧困問題も関連していると考えられます。重ね着症候群と称される複数の問題要因を有する子どもたちが注目されていますが、これとも大きく関係していると思われます。今後も委員の皆様、関係機関が情報を共有し青少年問題へ連携して対処していくことが大切だと考えております。～定刻になりましたので、協議を終了します。～